

仕 様 書

- 1 件名 (ア) 小学校 浄化槽保守点検業務
(イ) 中学校 浄化槽保守点検業務
(ウ) 幼稚園 浄化槽保守点検業務
- 2 委託期間 令和8年7月1日～令和10年6月30日
※なお地方自治法施行令第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、次年度以降分については当該契約にかかる予算の成立を条件とする。
- 3 実施場所 別表1～3のとおり
- 4 業務内容
 - (1) 浄化槽法第8条及び同第4条第7項に基づき、浄化槽法施行規則第2条各号に定める保守点検（該当する設備がある場合に限る）を、別表5の回数のとおり実施する。
 - (2) 計量法第107条による登録を受けた計量証明事業者による水質検査を年2回実施し、その結果を報告する。
計量対象は、透視度、pH、COD、BOD、浮遊物質SS、大腸菌群数とする。
 - (3) 公共下水道接続により浄化槽を廃止することとなった場合に、必要な書類の作成を行う。廃止による保守点検業務の終了等にかかる契約内容の変更については、その都度協議する。
 - (4) 小学校・中学校については、委託期間中に1度別表4に掲げる対象のフロートスイッチを交換する。ただし、交換時期は協議により決定する。
- 5 入札金額及び委託料
 - ・入札書に記載する金額（入札金額）には、以下の経費をすべて含めること。
 - 1 維持管理作業費
 - 2 スクリーン清掃及び汚泥調整費
 - 3 消毒用薬剤費
 - 4 消耗品費、交通費、その他諸経費
 - ・入札金額には、消費税額及び地方消費税額を含めないこと。
 - ・入札金額には、2年間（業務期間）の総価を記載すること。
 - ・入札金額を比較した結果、最も安価であった者を落札者とする。
 - ・入札金額に消費税相当額を加算したものを落札金額（委託料）とする。
 - ・委託料については、おおむね3か月ごとに8回に分けて均等に支払うものとし、1円未満の端数が生じた場合は1回目の支払い時に支払うものとする。
- 6 消費税に関する事項
落札金額の算定にかかる消費税率は現在の消費税率の10%とし、契約期間中に消費税率が変更となる場合には、その都度、消費税率の変更契約を締結することを前提とする。
- 7 注意事項
 - ・本仕様には汚泥汲み取りは含まない。
 - ・奈良県浄化槽保守点検業者の登録について、期限切れのないよう速やかに更新を行うこと。万一更新できない場合は契約を解除するものとする。
 - ・公共下水道接続により浄化槽を廃止することとなった場合、廃止による保守点検業務の終了等については双方協議のうえ変更契約を行う可能性がある。

別表1 小学校 浄化槽保守点検業務 実施場所及び回数一覧

施設名	設置場所	種類	人槽	処理方式	設置年月日	点検回数
矢田小学校 (矢田町966)	小運動場東	合併	376	長時間 ばっ気	S50.10.29	週一回
平和小学校 (美濃庄町262)	体育館北側	合併	374	〃	S63.8.4	〃
治道小学校 (横田町254)	体育館南側	合併	365	〃	S53.8.9	〃
矢田南小学校 (山田町83)	体育館南側	合併	435	〃	S56.6.6	〃

別表2 中学校 浄化槽保守点検業務 実施場所及び回数一覧

施設名	設置場所	種類	人槽	処理方式	設置年月日	点検回数
郡山西中学校 (田中町767)	運動場西側	合併	500	〃	S56.4.12	週一回

別表3 幼稚園 浄化槽保守点検業務 実施場所及び回数一覧

施設名	設置場所	種類	人槽	処理方式	設置年月日	点検回数
片桐幼稚園 (池之内町167)	正門左側	単独	50	分離接触 ばっ気型	S61.9.13	2ヶ月に 1回
〃	南園舎南側	単独	10	全ばっ気型	S44.12.15	2ヶ月に 1回

※別表1～3の点検回数は原則であり、詳細は別表5の指示によるものとする。

別表4 交換対象フロートスイッチ

施設名	個数
矢田小学校	流入槽4個、調整槽3個
平和小学校	流入槽3個、調整槽3個、放流槽3個
治道小学校	流入槽4個、調整槽4個、放流槽4個
矢田南小学校	流入槽4個、調整槽4個
郡山西中学校	流入槽4個、調整槽4個、放流槽4個

別表5 保守点検実施回数一覧

年度	令和8年度						令和9年度												令和10年度					
年月	R8						R9												R10					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
矢田小学校	一週間に1回の点検を行うこと。																							
平和小学校																								
治道小学校																								
矢田南小学校																								
郡山西中学校	一週間に1回の点検を行うこと。																							
片桐幼稚園 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
片桐幼稚園 2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

入札説明書

1 入札件名	(ア)小学校 浄化槽保守点検業務 (イ)中学校 浄化槽保守点検業務 (ウ)幼稚園 浄化槽保守点検業務
2 業務場所	大和郡山市内 (ア)小学校 (イ)中学校 (ウ)幼稚園
3 業務期間	業務開始: 令和8年7月1日 業務終了: 令和10年6月30日
4 開札日時	令和8年6月5日 (金) (ア)10:00 (イ)10:05 (ウ)10:10
5 開札場所	市庁舎 2F 教育委員会室
6 入札書の記載方法	入札書には、仕様書記載の業務を行う上で必要となるすべての経費・費用を含めた金額を記載すること。 但し、消費税額及び地方消費税額のみ含めないこと。
7 書類を提出する場所及び問合せ先	以下特記のない限り、書類の提出先及び問い合わせ先は以下のとおりとする。 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市教育委員会 教育総務課 施設係 電話:0743-53-1151(内線712) FAX:0743-52-3211 メールアドレス:kyoikuS@city.yamatokoriyama.lg.jp 入札に必要な書類等については、市公式ページよりダウンロードすること。
8 仕様書等への質問	(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおりFAX及び持参にて提出すること。 ア 提出期間 令和8年5月25日(月) 15時00分まで イ 提出場所 7に同じ ウ 提出先アドレス 7に同じ 回答については、令和8年5月29日(金)までに市ホームページにて回答する。
9 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1)2026年3月更新の奈良県の浄化槽保守点検業務登録済営業所名簿に登録されかつ、浄化槽設置場所の市町村域に大和郡山市が該当し、本社・本店所在地のいずれかが奈良県内である者であること。 (2)大和郡山市令和8・9年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。 (3)過去2年間に於いて官公庁所管施設への浄化槽保守点検業務の契約実績を複数件有する者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (6)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (7)下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

<p>10 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、9に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記の①～③の必要書類を提出しなければならない。</p> <p>なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 過去二年間の浄化槽保守点検業務契約実績表(官公庁対象)・該当契約の契約書写し</p> <p>③ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>(2)提出期間 令和8年5月13日(月)から令和8年5月25日(金)15時00分まで</p> <p>(3)提出場所 7に同じ</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」といつ。)には、令和6年5月29日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書および入札書様式・暴力団に関与しない旨の誓約書兼承諾書を電子メールにより通知する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>11 入札手続等</p>	<p>(1)入札保証金 免除</p> <p>(2)契約保証金 免除</p> <p>(3)契約書作成の要否 要</p> <p>(4)支払条件 毎月後払とし、詳細は入札仕様書によるものとする。</p> <p>(5)この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とし、当該契約に係る予算の成立を条件とする。</p>
<p>12 入札上の注意</p>	<p>(入札の基本的事項)</p> <p>入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。</p> <p>(公正な入札の確保)</p> <p>入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。</p> <p>(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)</p> <p>入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て)をもって落札金額とする。</p> <p>(入札書の金額の数字)</p> <p>入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。</p> <p>(入札書の記載事項の訂正)</p> <p>記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>1 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を教育長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を教育長に提出すること。</p> <p>2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>(入札執行回数)</p> <p>入札執行回数は、2回とします。</p>

12 入札上の注意
つき

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市教育委員会が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便(簡易書留可)により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 教育長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (7) 書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

- 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日)の正午までにて担当課へ申し出ること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は最低価格提示業者と協議します。

13 入札上書の提出について

1 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

見本

※ 参加される各入札件名ごとに左記の様式で書留郵便にて送付してください。

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市教育委員会
教育総務課 施設係

大和郡山市教育委員会
教育長 松原 義文 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	
委託場所	
開札年月日	令和8年6月5日（金）
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	